

令和元年10月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（R1.9.11現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313002720	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（大白歯））	5	点数等（新又は現点数）	70.00	66.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」に基づき変更
M002-00	313002820	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（小白歯・前歯））	5	点数等（新又は現点数）	44.00	41.00	〃
M002-00	313029520	ファイバーポスト（1本につき）	5	点数等（新又は現点数）	91.00	89.00	〃
M005-00	313025820	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（標準型）））	5	点数等（新又は現点数）	10.00	11.00	〃
M005-00	313025920	装着（口腔内装置等の装着の場合（1歯につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（標準型）））	5	点数等（新又は現点数）	10.00	11.00	〃
M005-00	313031020	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（自動練和型）））	5	点数等（新又は現点数）	12.00	11.00	〃
M005-00	313031220	装着（口腔内装置等の装着の場合（1歯につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（自動練和型）））	5	点数等（新又は現点数）	12.00	11.00	〃
M010-00	313010920	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（インレー（複雑なもの）））	5	点数等（新又は現点数）	729.00	657.00	〃
M010-00	313011020	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（4分の3冠））	5	点数等（新又は現点数）	911.00	821.00	〃
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	201.00	175.00	〃
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	372.00	324.00	〃
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（5分の4冠）））	5	点数等（新又は現点数）	468.00	408.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	590.00	513.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」に基づき変更
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	137.00	119.00	〃
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	273.00	237.00	〃
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（4分の3冠）））	5	点数等（新又は現点数）	337.00	293.00	〃
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（5分の4冠）））	5	点数等（新又は現点数）	337.00	293.00	〃
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	422.00	367.00	〃
M010-00	313012920	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	19.00	17.00	〃
M010-00	313013020	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	34.00	30.00	〃
M010-00	313013120	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（5分の4冠）））	5	点数等（新又は現点数）	44.00	39.00	〃
M010-00	313013220	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	54.00	49.00	〃
M010-00	313013320	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	12.00	11.00	〃
M010-00	313013420	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	25.00	23.00	〃
M010-00	313013520	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（4分の3冠（乳歯を除く。））））	5	点数等（新又は現点数）	31.00	28.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313013620	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（5分の4冠（乳歯を除く。））））	5	点数等（新又は現点数）	31.00	28.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」に基づき変更
M010-00	313013720	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	40.00	36.00	〃
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	点数等（新又は現点数）	526.00	458.00	〃
M011-00	313014320	レジン前装金属冠（1歯につき）（銀合金を用いた場合）	5	点数等（新又は現点数）	87.00	78.00	〃
M015-00	313015120	非金属歯冠修復（1歯につき）（硬質レジンジャケット冠（歯冠用光重合硬質レジン））	5	点数等（新又は現点数）	200.00	196.00	〃
M015-02	313026420	CAD/CAM冠（1歯につき）（CAD/CAM冠用材料（1））	5	点数等（新又は現点数）	289.00	285.00	〃
M015-02	313029820	CAD/CAM冠（1歯につき）（CAD/CAM冠用材料（2））	5	点数等（新又は現点数）	533.00	523.00	〃
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鋳造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	679.00	591.00	〃
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鋳造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	511.00	445.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」及び令和元年8月26日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部訂正について」に基づき変更
M017-00	313015920	ポンティック（1歯につき）（鋳造ポンティック（銀合金（大白歯・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	44.00	40.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」に基づき変更
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（前歯）））	5	点数等（新又は現点数）	408.00	355.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313016520	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（前歯）））	5	点数等（新又は現点数）	56.00	51.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」に基づき変更
M017-00	313023320	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（ニッケルクロム合金（大白歯・小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	44.00	40.00	〃
M017-00	313023420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（ニッケルクロム合金（前歯）））	5	点数等（新又は現点数）	56.00	51.00	〃
M017-00	313031920	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	511.00	445.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」及び令和元年8月26日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部訂正について」に基づき変更
M017-00	313032020	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	679.00	591.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」に基づき変更
M017-00	313032120	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	56.00	51.00	〃
M017-00	313032220	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（大白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	56.00	51.00	〃
M017-00	313032320	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（ニッケルクロム合金（小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	56.00	51.00	〃
M017-00	313032420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（ニッケルクロム合金（大白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	56.00	51.00	〃
M017-02	313032520	高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）	5	点数等（新又は現点数）	1629.00	1600.00	〃
M020-00	313018420	鑄造鉤（1個につき）（1.4カラット金合金（双子鉤（大・小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	965.00	868.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313018520	鑄造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤（犬歯・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	785.00	706.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」に基づき変更
M020-00	313018620	鑄造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	785.00	706.00	〃
M020-00	313018720	鑄造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	603.00	542.00	〃
M020-00	313018820	鑄造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	点数等（新又は現点数）	464.00	417.00	〃
M020-00	313018920	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（双子鉤（大・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	543.00	472.00	〃
M020-00	313019020	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（双子鉤（犬歯・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	424.00	369.00	〃
M020-00	313019120	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	373.00	324.00	〃
M020-00	313019220	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	324.00	282.00	〃
M020-00	313019320	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	点数等（新又は現点数）	300.00	262.00	〃
M021-00	313019920	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤））	5	点数等（新又は現点数）	470.00	443.00	〃
M021-00	313020020	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）））	5	点数等（新又は現点数）	364.00	343.00	〃
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	点数等（新又は現点数）	194.00	175.00	〃
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小白歯））	5	点数等（新又は現点数）	206.00	185.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（1個につき）（鋳造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大白歯））	5	点数等（新又は現点数）	230.00	206.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」に基づき変更
M023-00	313020620	バー（1個につき）（鋳造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	点数等（新又は現点数）	870.00	757.00	〃
M030-00	313032620	有床義歯内面適合法（軟質材料を用いる場合（1顎につき）（シリコン系））	5	点数等（新又は現点数）	177.00	300.00	〃
M030-00	313032720	有床義歯内面適合法（軟質材料を用いる場合（1顎につき）（アクリル系））	5	点数等（新又は現点数）	100.00	98.00	〃
N008-00	314010640	装着（帯環（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系（標準型）））	5	点数等（新又は現点数）	10.00	11.00	〃
N008-00	314011420	装着（帯環（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系（自動練和型）））	5	点数等（新又は現点数）	12.00	11.00	〃
N008-02	314010740	植立（1本につき）（歯科矯正用アンカースクリュー）	5	点数等（新又は現点数）	378.00	371.00	〃
N013-00	314003940	矯正装置（1装置につき）（リトラクター）	5	点数等（新又は現点数）	580.00	618.00	〃
N014-00	314004140	矯正装置（1装置につき）（プロトラクター）	5	点数等（新又は現点数）	1224.00	1200.00	〃
N015-00	314004440	矯正装置（1装置につき）（拡大装置（床拡大装置））	5	点数等（新又は現点数）	130.00	128.00	〃
N015-00	314004640	矯正装置（1装置につき）（拡大装置（スケルトンタイプ））	5	点数等（新又は現点数）	237.00	233.00	〃
N016-00	314004840	矯正装置（1装置につき）（アクチバートル（FKO）（アクチバートル））	5	点数等（新又は現点数）	19.00	11.00	〃
N017-00	314005240	矯正装置（1装置につき）（リングルアーチ）	5	点数等（新又は現点数）	231.00	219.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
N018-00	314006440	矯正装置（1装置につき）（マルチブラケット（矯正用線（特殊角型）））	5	点数等（新又は現点数）	23.00	22.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」に基づき変更
N018-00	314006540	矯正装置（1装置につき）（マルチブラケット（超弾性矯正用線（丸型及び角型）））	5	点数等（新又は現点数）	27.00	26.00	〃
N019-00	314007340	保定装置（1装置につき）（メタルリテーナー）	5	点数等（新又は現点数）	113.00	110.00	〃
N019-00	314010240	保定装置（1装置につき）（リングルアーチ）	5	点数等（新又は現点数）	231.00	227.00	〃
N019-00	314011040	保定装置（1装置につき）（フィクスドリテーナー）	5	点数等（新又は現点数）	49.00	48.00	〃
N021-00	314008440	帯環（1個につき）（ブラケット付帯環（前歯））	5	点数等（新又は現点数）	35.00	34.00	〃
N021-00	314008540	帯環（1個につき）（ブラケット付帯環（犬歯・臼歯））	5	点数等（新又は現点数）	37.00	36.00	〃
N021-00	314008640	帯環（1個につき）（チューブ付帯環（臼歯））	5	点数等（新又は現点数）	62.00	61.00	〃
N022-00	314008840	ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	5	点数等（新又は現点数）	30.00	29.00	〃
N025-00	314009340	トルキングアーチ（1本につき）	5	点数等（新又は現点数）	23.00	22.00	〃

令和元年10月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（R1.9.11現在）

【きざみテーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313029520	ファイバーポスト（1本につき）	5	点数	91.00	89.00	【令和元年10月診療分から適用】 保医発0819第13号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」に基づき変更
				きざみ点数	91.00	89.00	
M005-00	313025820	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（標準型）））	5	点数	10.00	11.00	〃
				きざみ点数	10.00	11.00	
M005-00	313025920	装着（口腔内装置等の装着の場合（1歯につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（標準型）））	5	点数	10.00	11.00	〃
				きざみ点数	10.00	11.00	
M005-00	313031020	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（自動練和型）））	5	点数	12.00	11.00	〃
				きざみ点数	12.00	11.00	
M005-00	313031220	装着（口腔内装置等の装着の場合（1歯につき）（歯科用合着・接着材料1）（グラスアイオノマー系（自動練和型）））	5	点数	12.00	11.00	〃
				きざみ点数	12.00	11.00	